

e シールに係る検討会（第 4 回） 議事要旨

1 日時

令和 5 年 12 月 8 日（金） 15:00～16:30

2 場所

オンライン開催

3 出席者

（構成員）

手塚座長、伊地知構成員、伊藤構成員、漆畷構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松構成員、境野構成員、柴田構成員、袖山構成員、中武構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員（欠席：宮内構成員）

（オブザーバー）

デジタル庁、国税庁、経済産業省、一般財団法人インターネット協会、日本司法書士会連合会（欠席：法務省）

（総務省）

山内サイバーセキュリティ統括官、豊嶋大臣官房審議官（国際技術、サイバーセキュリティ担当）、小川サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、酒井サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、宮野サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配付資料

資料 4 - 1 e シールに係る検討会中間取りまとめ（案）

5 参考資料

参考資料 4 - 1 e シールに係る検討会（第 3 回）議事要旨

6 議事要旨

1 開会

山内サイバーセキュリティ統括官より開会に当たり挨拶が行われた。

2 議題

◆議題「中間取りまとめ（案）について」について、事務局より資料 4 - 1 に基づき説明が

行われた。構成員・事務局からのコメント・質疑応答は以下のとおり。

小田嶋構成員： 何点か意見を申し上げたい。①「4. 4. 1 組織を一意に特定するための識別子（組織識別子）について（3）方向性」に関して、組織識別子については様々な認証局が出てきた場合に統一的に使用できるのが署名検証者にとって重要であるため、取りまとめてもらえたことに感謝している。②「4. 5 共通証明書ポリシーOID体系」について、既存の電子署名とは利用場面が異なるため両者を見分けることが重要であり、その点を年度末までに取りまとめられればいい。リモートとローカルの区別が可能かも論点となるが、最低限、e シールと電子署名を区別できることが重要と考えている。③「5. 1. 1 認定制度の制度設計」において、対象となる業務を審査する上で必要となる設備・技術・運用の基準について、適合性評価を実施できるように今後検討することが重要であると考えている。④今後、パブリックコメントがなされるが、中間取りまとめ（案）の内容は一般に対してわかりやすい内容になっていると思う。最後に参考として示されている e シール用電子証明書の記載の一例についてもわかりやすい内容と思っており、様々な意見が頂ければいい。

手塚座長： e シール用電子証明書の記載例の点であるが、電子証明書自体に対しても署名されインテグリティが保証されていることが示されればと思う。ルート認証局であればルート認証局自身の署名がされているということが判別できればいいのではないかと思う。

小田嶋構成員： e シール用電子証明書の記載例は証明書の中身の記載事項であるが、e シール用電子証明書自体への認証局による署名についても示されるとなお良い。

濱口構成員： 図3で検討スケジュールが示されているが、2026年度までeシール基準案を検討する旨が記載されている。出来上がった基準をメンテナンスすることも考慮して2026年度まで基準案の検討をしていくスケジュールなのか、あるいは、基準案の策定を2026年度までに行うスケジュールなのか、いずれか。eシールの制度化が喫緊の課題であると言われている中で、求められている速度感と図3で記載している速度感が一致しているかを知りたい。

事務局： 工程表では「eシール基準案等の検討」となっており、この「等」の中に「適合性評価の枠組みの検討」も含まれていると考えている。その前提で、図3は今年6月に示された工程表であり、今後進捗に応じて適宜見直しを図っていくものと理解している。今後、「適合性評価の枠組みの検討」も含めて、可能な限り速やかに検討を行っていくことが適当と考えている。

濱口構成員：速やかに基準案を示し、認定制度の創設に向けて協力していきたいと考えている。

堅田構成員：今まで伝えたことを反映いただき有難いと感じている。①e シールは一つのデータに一つのシールを貼るのであればわかりやすい。しかし、実際に実務で使う場合には、e シールが付された書類やそれを第三者が評価した書類にまとめて e シールが付されることも有り得るため、そういった使い方も意識したほうがいいのではないかと。②レベル分けのところで、基準と適合性評価を二つに分けているが、実際にビジネスで使うときにはレベル 1 の価値はそこまでないのではないかと。e シールと呼ぶために、すべからず認定制度をクリアする必要はないと考えるが、一定の技術基準を満たしているという評価ができないと企業活動においては活用しづらい。そのため、レベル 1 の基準についても一定の技術基準をクリアしていないと駄目だということを明記したほうがよく、どういふものであれば e シールと呼んでいいかといったことを定めておくべきではないかと。③ユースケースにおいて、e シールの効果について記載があるが、ロード/コストが減るといふ観点だけに見える。こうした効果が大きいのは事実であるが、e シールについてはそれ以外にも品質が高まる、不正を防止できるなどの効果も期待できることから、そういった観点も議論して盛り込んでいったほうがいいと思う。

手塚座長：堅田構成員の②の件については、アシュアランスレベルの観点で、インターオペラビリティとアシュアランスレベルをどのようにセットにして、それをレベル 1 とレベル 2 という表現で 2 階層に分けるかの論点についてであると理解している。

事務局：e シールの定義自体に「一定の技術的要件を満たすこと」を盛り込むかという点については、検討会で議論していただいた上で、技術中立的なものをレベル 1 としたと理解している。

堅田構成員：そういった議論がされたことは理解しているが、利用者視点で言えば e シールと呼べる条件のようなものがあつたほうがいいと思っており、そのあたりの書きぶりを工夫すべきと思う。

手塚座長：今回の書きぶりについてはどう考えているか。

堅田構成員：今の書きぶりについてはいいと考えている。

事務局：今の記載を前提にすると、技術基準を何も満たしていないが、自己宣言で e シー

ルの定義に合っているというだけの場合はレベル1になる。PKI ベースで基準を満たし、総務大臣認定を取得している場合はレベル2になる。他方、PKI ベースではないが一定の技術水準を満たすと客観的にいえるものがあつた場合、今後、レベル2相当と評価して良いかについては、そういった技術基準が出た場合に別途議論するという理解で良いか。

手塚座長：事務局の考えでいいと考えている。それを一つの軸として、引き続き検討していけばいいと考えている。

堅田構成員：利用者視点で現在の書類をベースとしたビジネスを代替していくという観点で言えば、技術基準のレベルが低いものはあまり活用できず、技術基準はレベル2を満たしている、あるいは一定のレベルを満たしていれば、適合性評価のレベルが低いものも使われるだろうと考えている。そういったものをどのように取り扱うかも議論できるといい。使用していく側がわかりやすい、使い方に応じたレベル1・レベル2の使い方とかあるいは別のレベル分けの考え方が整理されていくことが普及には必要だろうと考えている。

手塚座長：制度としては理解したうえでどのように運用していくかは、コストをかける際の判断基準になるのではと思う。

袖山構成員：①「4.4 eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲」に関し、eシールに係る指針において、組織等の範囲は「法人、個人、権利能力なき社団・財団、その他任意の団体等とする」となっているが、今回の中間取りまとめ（案）では、公的機関が発行する番号体系を用いた組織識別子を少なくとも一つ記載することが要件となっている。しかし、今回の中間取りまとめ（案）では、具体的にどこが対象になるのかは明記されていない。PTAや政治団体等の任意団体は、設立はされているが番号体系はないため、今回の対象外となると思われるが、そういった検討段階での発行対象の想定を具体的に記載したほうがいいのではないか。②個人事業主についてはデジタル庁の議論を待たずに一足飛びに議論することは難しいと思うが、どのようなスケジュールで進めるかは記載したほうがいいのではないか。システムを実装する事業者としては、今後の準備のため、取りまとめにおけるスケジュールを参考にするとと思われるため、記載があつたほうがいいと考える。

事務局：①については、例えば法人番号でどの主体が識別できるのか等、参考として記載することを検討する。②については、適格請求書発行事業者登録番号については、本質的な問題として同姓同名の人が区別できないということがあるので、現時点で使用する

ことは難しい。一方、認定制度の対象外であれば、個人事業主も含めて民間企業コード等を活用することが可能であり、個人事業主を含めてeシール用電子証明書の発行対象とすることは可能と記載しているところである。今後のスケジュールとしては、重点計画にある「個人事業主の番号体系」の検討がどう進んでいくか次第であるため、現時点で具体的を示すのは難しい。

袖山構成員：確かにスケジュールを明確に示すのは難しいと思う。しかし、民間の識別子を活用するという選択肢もある。また、個人事業主の場合は、個人事業主の申し出によって屋号や住所等の公表もできることになっているため、個人事業者がそうした申し出を行っている場合、適格請求書発行事業者登録番号で本人確認が可能のため、そうした個人事業主に対してはeシール用電子証明書を発行することはできないのか。個人事業主のうち、どこまでを対象に発行できるのかについては、記載したほうが良いと考えているがどうか。

事務局：適格請求書発行事業者登録番号を保有している個人事業主のうち、事務所所在地等を公表している個人事業主だけ異なる取扱いにして良いかは、別途議論が必要だと考えている。

漆嶋構成員：「5. 1. 1 認定制度の制度設計」について、タイムスタンプの認定制度をベースに制度設計すると記載されている。確かに、タイムスタンプの制度を参考に適用可能なものはあると思うが、タイムスタンプとは認定の観点が異なる部分が多く、認証局の認定に過度な要件を与えないよう配慮いただきたい。

濱口構成員：「5. 1. 1 認定制度の制度設計」において、タイムスタンプの認定制度を参考にするというのは、告示でタイムスタンプの認定制度ができたように、eシールも告示で制度設計するといっているに過ぎず、流用するわけではないと理解しているが、この認識は合っているか。

事務局：ご理解の通り、総務省の告示と実施要項によって定めるという点でタイムスタンプの制度を参考にするという意味であり、eシールとタイムスタンプでは、当然、内容が異なるため、告示や実施要項の規定内容等を検討していくことが必要になる。

伊地知構成員：以前、本検討会において、タイムスタンプの認定制度について評価がなされたかについて質問したところ、まだ期間が短く評価は出来ていないとのことであった。しかし、私自身も指定調査機関の立場で一定程度関わってきたが、タイムスタンプの認定制度の運用については課題がいくつかあると認識しており、その点についても十分考

慮したうえで制度設計を進めていくことをお願いしたい。

山内構成員：図5のeシールの保証レベルに関し、レベル1として、総務大臣の認定を受けない事業者も一定程度出てくると考えている。具体的に言うと、AATL証明書、Adobe Approved Trust Listの略であり、PDFのデファクトとなっているアドビ社の独自の基準と適合性評価の仕組みがある。AATL証明書を発行する認証局の立場からすると、自然人に対して発行する電子証明書と、法人などの組織に対して発行する証明書は技術的に大きく変わるものではない。法人等の組織にAATL証明書を発行する事業者が既に出てきており、信頼性が高いため、敢えて総務大臣の認定を受けない事業者も出てくるのではないかと思う。それ以外にも、欧米のベンダーが作っている制度があり、また、日本でもJIPDECが国内の民間団体の一つとして、AATL証明書を発行する認証局をJIPDECトラステッド・サービス登録（認証局）として評価している。そういう実態があることを申し上げたかった。

事務局：図5の認定制度は、あくまでも総務大臣の認定制度に着目した整理であり、民間における自主的な取組みを妨げるものではないと明記している。

中武構成員：①レベル1とレベル2は、オールオアナッシングではなく、もう少し細かく分ける必要性が出てきているのではないかと感じている。設備・技術・運用基準では要件を満たすが、適合性評価では満たさないなどのレベルに関する議論を、中間取りまとめの後には実施する必要があるのではないか。②個人事業主については、そもそも個人事業主を見分けるやり方がまず必要である。その見分け方について本検討会の議論の範囲とすべきかについて、まずは論点とすべきと考える。

若目田構成員：「5. 1. 2 「eシールに係る指針」の見直し」では、eシールに係る指針の見直しを実施する旨記載している。本検討会におけるアウトプットとの関係性やスケジュールが示されるとよい。eシールに係る指針では、契約関係や組織が公開する情報といった区分とともにわかりやすい言葉でユースケースが例示され、eシールのレベルとの関係性がマッピングされている。本見直しは重要なものであり、期待している。

濱口構成員：①AATLについて、逆の観点で考えると、我が国においてレベル2のeシールの制度であれば、Adobe社のAcrobat製品において検証が通るはずであり、レベル2であればAATLの基準を満たしているという方向性を目指さなければならない。課題として、AATLではセキュアトークンの利用が求められているため、秘密鍵の保護環境についても考えていく必要がある。②カーボンフットプリントの例のように、文書の電子化・PDFといったものではなく、国際間のデータ連携時の信頼性保証においてeシール

ルの活用が見込まれている。DFFTの実現に向け、欧州のeIDAS規則のレビューの際に、EUの製品の価値向上に寄与したかという観点が挙げられており、本検討会でも、日本のサービスや製品の付加価値向上に寄与できるかという観点で議論していきたい。

手塚座長：濱口構成員の②の点は重要な論点であると考えている。データ流通の分野では、データ戦略、私がよく三層構造でいう真ん中のトラストデータディストリビューション、諸外国でいうGAIA-XやCatena-Xなどにおいてデータ交換、データ流通が始まっており、DFFTの“T”をどのように実現していくかに関わる話である。幅広い場面でeシールは活用されていくものであり、データ流通の視点やeシールの利用シーンを意識しながら議論できればと思う。

小松構成員：今後、eシールが制度として定着していくために、様々な課題があると理解しているが、利用者側が簡単に使えるようなものにしてほしい。eシール用電子証明書について、ユーザーが簡単に検証できることが必要であると考えており、今後、検証方法についてもスコープを当てて検討できればと思う。

伊藤構成員：どういう形でデータにeシールを付加していくかを考えていかないといけないため、今いくつか事例はないかを検討している。この点について具体的にしていきたい。

柴田構成員：(17ページについて、)構成員からの意見としてリモートとローカルを区別しなくていいと記載がある一方、別のページに両者を区別すべきとの意見が見られ、矛盾に感じられた。あくまでも出された意見がそうだったと理解してはいるが、最終的には矛盾がなく一貫した制度設計になればと思う。

境野構成員：検討だけではなく、速やかに実装すべきと考えている。グローバルなデータ連携基盤では、Catena-Xも2024年1月から日本企業を巻き込んでPoCを実施するという。日本企業も含めてグローバルでデータ連携が進んでいく状況にあるが、現状、IDのレベルでは制度がないことで困っており、法人番号でどうにかシステムに登録してもらえないか等を検討している状況にある。トラストアンカーやeシールの件になると、さらに難しい課題が出てくると思うため、現場で今まさに課題が表面化しているということ踏まえて、国際間連携にはどのようにしていくべきか、進行中のプロジェクトと合わせて議論を進めていくと良いと思う。

本日の議論および今後実施されるパブリックコメントを踏まえた中間取りまとめ(案)の修正については手塚座長に一任することとされた。

3 閉会

事務局から、次回の日程について説明。

次回日程：1月17日（水）15時～17時

以上